

【労務】令和6年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）が公表されました

厚生労働省より、令和6年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）が取りまとめられ、公表されています。今回はその公表内容の概要を、以下にご紹介いたします。

■ 公表内容の概要

令和6年における職場での熱中症^{※1}による死傷者（死亡・休業4日以上）は、1,257人（前年比151人・約14%増）であり、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。

また、熱中症による死亡者数は31人（前年と同数）であり、建設業（10人）や製造業（5人）で多く発生しています。死亡災害の多くの事例では、重篤化した状態で発見されるケース、医療機関に搬送しないケースなど、初期対応の放置、対応の遅れが見られました。

それぞれの作業場で、6月1日より施行される労働安全衛生規則（第612条の2）に基づき、

- ①熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備
- ②熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成
- ③①、②の体制や手順の関係作業員への周知

を行っていただき、熱中症の重篤化の防止等のための対策を取っていただくとともに、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を踏まえ、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと、について重点的に取り組んでください。



※1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻したりするなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

※2 暑さ指数（WBGT）とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

■ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中（9月30日まで）

・「令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001496511.pdf>

・パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001496512.pdf>

・リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001496526.pdf>

・リーフレット「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001496514.pdf>

・職場における熱中症ポータルサイト

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

参照ホームページ [厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_58389.html